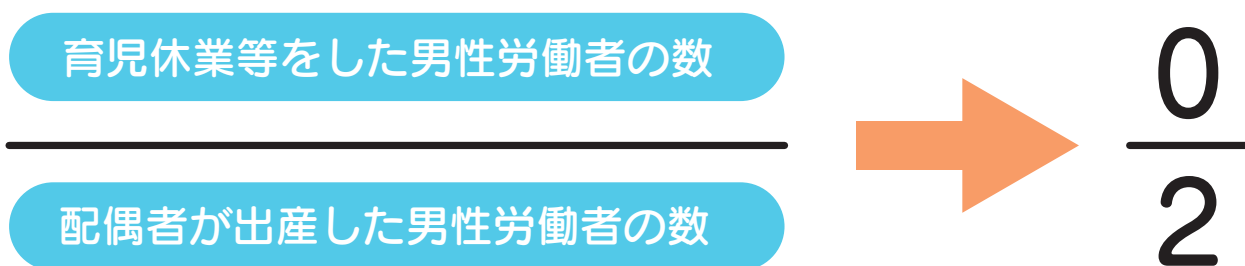


## 男性労働者の育児休業等の取得状況

育児・介護休業法では、従業員が1,000人を超える企業の事業主に対して、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられていますが、同法の改正により、令和7年4月1日より従業員が300人超1,000人以下の企業にも公表が義務付けられました。

【令和7(2025)年4月施行】

### ①育児休業等の取得割合



【令和7年(2025)年4月～令和8年(2026)年3月】